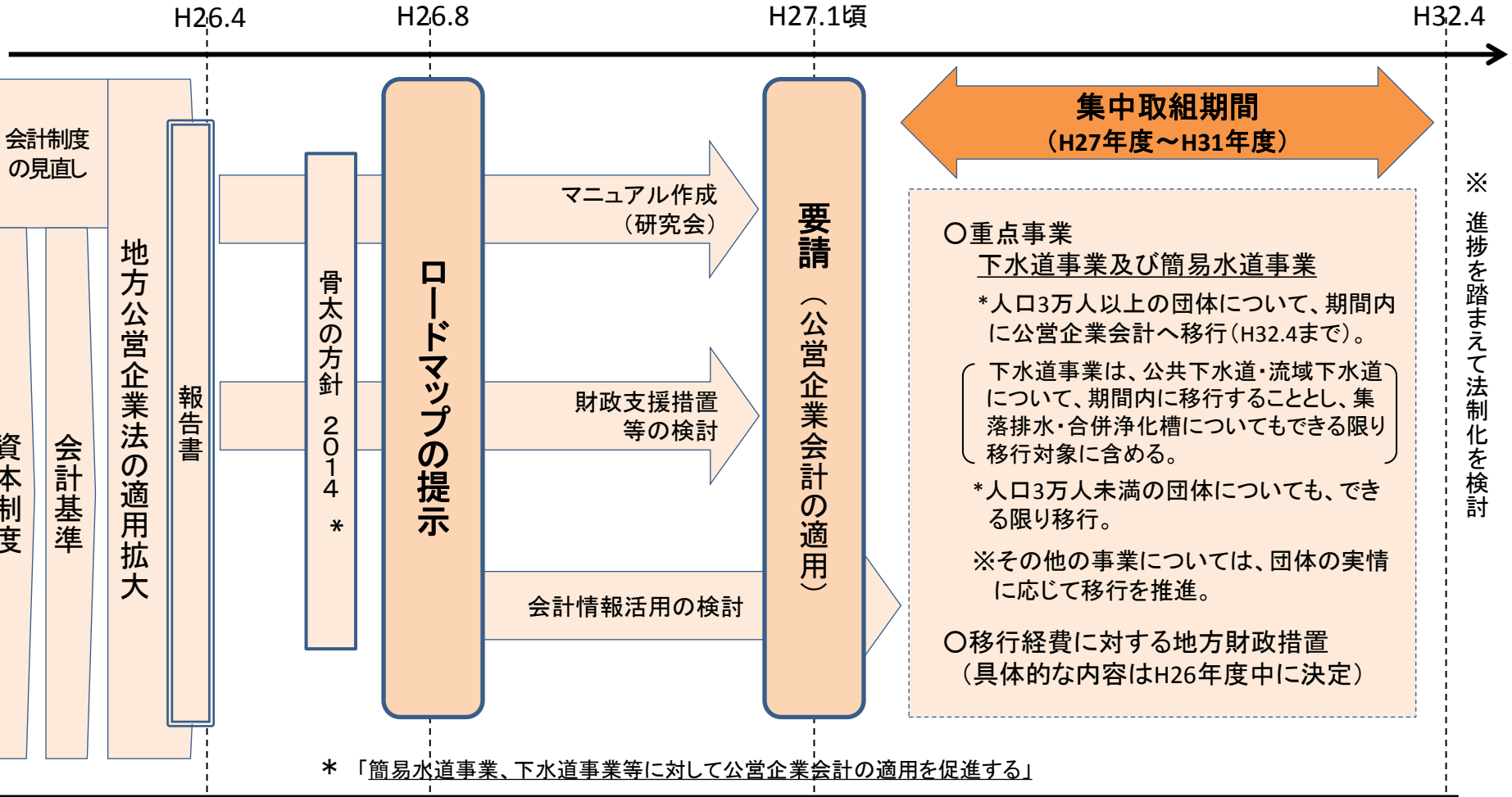
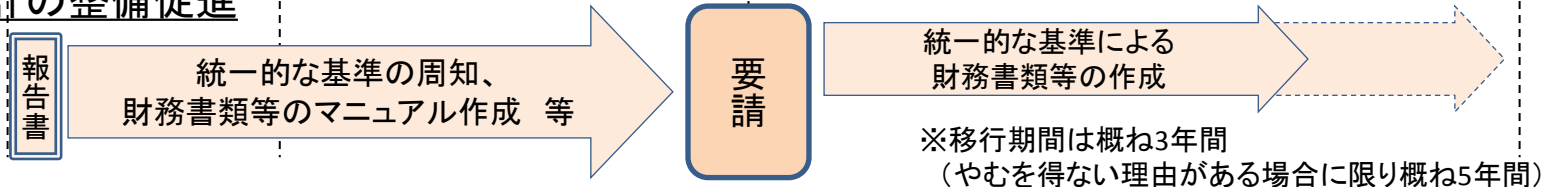


公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進



可児市下水道事業 地方公営企業法適用 基本計画

(概要版)

可児市
平成26年3月

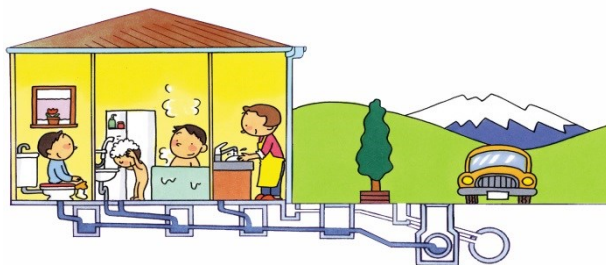


基本計画策定の目的

下水道は、生活排水の水質を改善し、生活環境の保全および浸水防止等、安全で快適な社会環境に不可欠です。

下水道の整備には、長い年月と膨大な費用が必要なため、計画性と効率性を重視しながら、地域にあった下水道整備を行うことが求められます。

本市の公共下水道事業は、昭和62年度から進められ、現在の普及率は、86.0%（平成23年度末、特定環境保全公共下水道事業を含む）にまで至っています。



今後は、施設の老朽化により、改築更新等に多額の費用が見込まれます。

その一方で、少子高齢化や節水意識の浸透による一人当たりの処理水量の減少に伴った収益力の低下により、経営状況は厳しくなることが想定されます。

今後も、市民の皆様に安定的なサービスを提供するため、事業の経営成績および財政状態をより明確化し、持続可能な下水道事業の経営を目指す必要があります。

そこで

地方公営企業法を適用し、

地方公営企業会計方式を導入します。

本市公共下水道事業を中心とする下水道事業に、地方公営企業法の適用を円滑に行うため、**基本計画**を策定しました。



公営企業と地方公営企業法

公営企業とは、地方財政法に規定する地方公共団体の行う企業を指します。経理に特徴があり、一般会計とは別に特別会計を設けて行い、その経費は、企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（独立採算）とされています。

公営企業の特徴と種類

- （特徴）地方公共団体の行う企業、独立採算
- （種類）水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業、**公共下水道事業**など

地方公営企業法とは、公営企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱などを定めた法律です。財務に特徴があり、経営成績および財政状態を明らかにするため、地方公営企業会計方式を採ります。

適用対象事業が規定されており、水道事業、鉄道事業、病院事業などは、当然的に適用されます。その他の公営企業（公共下水道事業など）は、任意とされています。

地方公営企業法の特徴

- 公営企業の組織、財務および職員の身分取扱などを定めた法律です。
- 法の適用は、事業により当然と任意に区分されます。



公共下水道事業は、法律で市町村が行うものとされています（下水道法第2章第3条）。

⇒ 公共下水道事業は公営企業です。

地方公営企業法の適用については任意です。



地方公営企業の法制度改正

地方公営企業法の適用は、将来見込まれる法制度改正を考慮した対応を図ります。

① 平成26年度から地方公営企業法を適用している全ての企業（水道事業ほか）に会計基準の見直しが義務化され、民間会計原則の考え方を最大限に取り入れることとなります。下水道事業も地方公営企業法を適用した場合は、この会計基準の見直しに対応する必要があります。

② 今後、地方公営企業法の適用事業以外の公営企業への適用範囲の拡大が見込まれており、下水道事業が適用範囲に含まれることも想定されます。

これらの制度改正を見越し、現在から準備を進めてまいります。

	24年度	25年度	26年度
① 地方公営企業会計基準の見直し	施行		全ての法適用企業に適用
② 財務規定の適用対象事業範囲の見直し	法律改正の時期を検討中		

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

地方公営企業法の規定を適用する事業

<当然適用事業>

- ・水道★
- ・工業用水道★
- ・交通（軌道）★
- ・交通（自動車）★
- ・交通（鉄道）★
- ・電気★
- ・ガス★
- ・病院★

<任意適用事業>

自主的適用

公共下水道を当然適用とすることを検討中

(注)★印は地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

地方公営企業法の規定を適用しない事業

- ・交通★
- ・簡易水道★
- ・市場★
- ・と畜場★
- ・観光施設★
- ・宅地造成★
- ・公共下水道★
- ・介護サービス
- ・駐車場整備
- ・有料道路
- ・その他

（有線放送等）

地方団体では、法非適用事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用する事が望まれる。（総務省HP）



地方公営企業会計方式の導入



地方公営企業法の適用により会計方式が、現在の官公庁会計方式から地方公営企業会計方式に変わります。

今まで

官公庁会計方式

予算
制度

現金の入出金

歳入

歳出

現金の動きに基づく
経理方式・単式簿記

これから

地方公営企業会計方式

取引の発生に基づく経理方式・複式簿記

経営成績を表す
『**損益計算書**』

収益

費用

資金の増減を表す

『**キャッシュ・フロー計算書**』

事業
活動

投資
活動

財務
活動

財政状態を表す
『**貸借対照表**』

資産

負債

資本

地方公営企業会計の特長

自治体の経理方法 = 予算制度
+
企業の経理方法 = 複式簿記



地方公営企業会計方式の特長

官公庁会計方式による現金主義会計、単式簿記から、地方公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用します。

例えば、100万円の車両を買った場合・・・

現在の官公庁会計方式



地方公営企業会計方式

車両購入 100万円 歳出決算書

車両 100万円 貸借対照表
減価償却費 25万円 損益計算書

官公庁会計方式では、現金の入出金を記録（現金主義会計）するため、100万円の**支出（歳出といいます）のみ歳出決算書に記録**（単式簿記）されます。

一方、地方公営企業会計方式では、**経営成績を損益計算書、財政状態を貸借対照表に記録**（複式簿記）するため、費用として減価償却費（※）25万円が損益計算書に記録（発生主義）され、車両75万円が資産として貸借対照表に記録されます。

※減価償却とは

取得した時に全額(100万円)を費用とするのではなく、使用可能期間(4年間)の全期間にわたり分割して費用とする考え方。

100万円÷4年間＝25万円（実際の計算方法は異なります）

なお、減価償却の結果、車両の資産価値は75万円となります。

<歳出決算書>

歳出
・備品（車両）購入費 100万円
→車両に係る支出額 を記録

官公庁会計方式
の決算書

<損益計算書>

営業費用
・減価償却費 25万円
→車両に係る費用 を記録

地方公営企業会計方式の決算書

<貸借対照表>

資産の部
固定資産
・車両 100万円
・減価償却累計額 △25万円
→車両の資産価値 を記録

※この他にキャッシュ・フロー計算書を作成し、資金（主に現金預金）の収入・支出を記録します。



官公庁会計方式と地方公営企業会計方式

地方公営企業会計方式は、経営活動をより詳しく記録します。現行の官公庁会計方式より、地方公営企業の経営成績および財政状態がより良く分かります。

官公庁 会計方式	項 目	地方公営企業 会計方式
×	損益と資本の区分ができる	○
×	年間の損益がわかる	○
×	本業の損益、経常業務の損益がわかる	○
○	現金の過不足がわかる	○
×	資産、負債のバランスがわかる	○
○	調定未収状況がわかる	○
×	期首と期末の財産の増減がわかる	○
○	予算の執行状況がわかる	○
×	経営指標による財務分析ができる	○
△	経営指標により他都市との 比較ができる	○
×	固定資産を適正に費用処理できる	○
△	全ての固定資産が把握できる	○
○	プライマリーバランスがわかる	○
×	現金を伴わない取引を把握できる	○
○	借入金残高がわかる	○

民間企業と同様の決算書類を作成することになるため、より細かな経営分析が可能となります。



地方公営企業法の適用の効果

地方公営企業法の適用で、以下の効果が期待できます。

その1 経営成績および財政状態が明確になります

地方公営企業会計方式により、企業の経営成績および財政状態がよくわかります。民間企業と同レベルの情報が提供できる上、分析をすることで他都市との比較も容易になり、今後の経営計画が立てやすくなります。

その2 使用料が適正に算定できます

公営企業は、サービスの内容と量に応じて料金を負担してもらい、その料金収入等で経費をまかなわなければなりません。地方公営企業会計方式を導入すると、損益取引と資本取引が区分され、減価償却等の概念が取り入れられることにより、適切な期間損益計算が行われ、適正な使用料を算定することができます。

その3 職員の経営意識が向上します

毎年の経営成績および財政状態が明確になるため、事業に対する職員の経営意識の向上が期待できます。

その4 弾力的な企業経営ができます

地方公営企業法の適用により、必要に応じて業務量の増加に伴い収益が増加する場合には、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められます。

その5 企業の独立性、機動性が高まります

地方公営企業法の適用により、契約の締結、予算の繰越し、資産の取得・処分手続き等において、企業の独立性が高まり、迅速な経営判断が出来るようになります。



本市の地方公営企業法の適用方針

地方公営企業法の適用は、本市に適した方針で業務を進めます。

法を適用する時期

平成29年4月1日から地方公営企業法を適用します。

法を適用するまでには、資産調査や条例・規程の制定改廃、地方公営企業会計システムの導入など、様々な準備業務が発生します。

また、下水道事業は、管きよに加え処理場やマンホールポンプを有し、資産の調査および評価には時間を要することから、準備期間は3年間とします。

法を適用する事業

地方公営企業法を適用する事業は「公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）」です。

農業集落排水は、公共下水道事業に複数回に分けて統合する計画があります。公共下水道事業と同時に法の適用を行うか、公共下水道事業への統合により法の適用とするかは、今後検討を行います。

法の適用範囲

地方公営企業法の適用範囲は「全部適用」です。

下水道事業は任意適用のため、法の全ての規定を適用する全部適用と財務規定のみを適用する財務適用のどちらかを選択できます。

全部適用である水道事業との統合を視野に入れ、そのメリットを最大限に活かすために、全部適用を選択します。



地方公営企業法の適用に係る主な業務

固定資産の調査および評価

下水道事業資産を調査し、固定資産台帳を作成します。

- 固定資産台帳は、更新計画や経営計画に役立てます。
- 管路施設は、工事単位で固定資産台帳を作成します。
- 電気・機械設備は分類上、設備単位で取りまとめます。

法の適用に係る移行事務手続き

地方公営企業法の適用に係る事務手続きを円滑に進めます。

- 法の適用により制定および改廃が必要な例規の見直しを行います。
- 収支計画を策定し、将来の経営計画に役立てます。
- 地方公営企業法の適用前年度は、打切り決算を行います。

地方公営企業会計システムの導入

機能や操作性を考慮し、今後システムを選定します。

- すでに、地方公営企業会計を導入している水道事業の地方公営企業会計システムとの連携を図り、導入コストの削減に努めます。
- 平成26年度の会計基準の見直しに対応した機能を有するシステムを選定し、開発期間およびコストを縮減します。



地方公営企業法の適用までのスケジュール

平成26年度から平成28年度までの3年間で、地方公営企業法を適用する準備を完了します。

	H25	H26年度	H27年度	H28年度	H29	
基本計画及び基礎調査						
基本計画及び基礎調査	■				地方公営企業法の適用	
資産調査及び評価						
資料収集整理		■				
資産調査要綱作成		■				
工事台帳整理		■				
資産調査		■	■			
資産評価		■	■			
移行事務手続き						
関係部局との調整		■	■			
会計科目の設定		■	■			
職員研修会の開催		■	■	■		
条例・規程の整備			■	■		
収支計画の策定		■	■			
新予算の調製			■	■		
予定開始貸借対照表			■	■		
打切り決算				■		
事務の引継ぎ				■		
会計システムの導入						
システム導入検討			■			
ハードの導入			■	■		
システム環境設定			■	■		
操作研修				■		



可児市下水道事業
地方公営企業法適用基本計画
(概要版)

発行日：平成26年3月

発行：可児市

編集：水道部下水道課・上下水道料金課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
Tel：0574-62-1111 Fax：0574-63-3744